

こども誰でも通園制度



『こども誰でも通園制度』ってどんな制度？

令和8年
3月5日(木)
受付開始

保育施設に通っていないお子さんが、理由を問わず保育施設を利用できる制度です。

お子さんにとって

家庭だけでは得られない経験や、家族以外の人や年齢の近いお子さんと関わる機会が得られます。

保護者の方にとって

専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、様々な情報を得られます。

対象者

次の全てを満たすお子さんが対象となります。(保護者の就労要件は問いません)

- 田原市に住民登録があること(田原市民であること)
- 利用日時時点で生後6か月～満3歳未満(3歳になる誕生日の前々日まで)であること
- 保育所、認定こども園、企業主導型保育事業等に通っていないこと(未就園児であること)

利用可能時間

お子さん1人につき月10時間まで

- ※1回当たり2時間単位で、月に5回まで利用できます
- ※未利用分の時間があっても、翌月以降に繰り越すことはできません

利用料金

お子さん1人あたり1時間300円

- ※利用料金以外の実費負担やキャンセル料などが必要な場合があります。
- ※利用料金の支払い方法は、実施施設で異なります。

実施施設

- | | | |
|--------|----------------|---------------|
| 清田保育園 | ☎ 0531-32-0316 | (折立町東原畑 131) |
| 蔵王こども園 | ☎ 0531-23-0678 | (田原町大沢 3-293) |
| 童浦こども園 | ☎ 0531-27-8001 | (片浜町前畑 79-1) |

利用までの流れ

1 利用申請

- ・利用には、田原市の利用認定が必要となります。
- ・「こども誰でも通園制度総合支援システム」を利用して、申請を行ってください。
- ・申請後1週間程度で市が認定を行い、利用者アカウントの発行の電子メールが届きます。



オンラインで
利用登録が可能です



田原市 HP

制度の詳細内容や
使い方情報を記載しています

2 初回面談

- ・システムを利用して、利用希望施設に初回面談の予約を行ってください。
- ・施設と利用者間で、お子さんの発達状況の確認や利用方法の説明を行います。

3 利用希望日の申込み・施設の利用

- ・施設での受入決定後、システムを利用して利用申込みを行います。
- ・予約が確定すると、システムから予約確定メールが届きます。
- ・実際の施設利用となります。



田原市役所 子育て支援課
☎0531-23-3513

R8.2.25 版